

新窓販国債募集のお知らせ (8 月債)



利付国庫債券 (10年) 第 367 回

| | |
|------------------------------|---|
| 利 回 り (年) | 0.126 % (税引後 0.086 %) |
| 表 面 利 率 (年) | 0.2 % (税引後 0.159370 %) |
| お 申 込 単 位 | 額面金額で最低5万円から5万円単位 |
| 1回のお申込み当 たりの上限額 | 額面金額で3億円 |
| 募 集 の 価 格 | 額面100円につき 100.71 円 |
| 購入時にお支払い いただく 初回の利子調整額 | 額面金額100円につき 0.0438356 円 80 日分 (初回の利払日の6ヶ月前から発行日までの期間) |
| 発 行 日 | 令和4年9月8日 |
| 利 払 日 | 毎年 6 月 ・ 12 月の各20日 (年2回) 初回利払日 令和4年12月20日 |
| 償 還 期 限 | 令和14年6月20日 |
| 償 還 金 額 | 額面100円につき100円 |
| 販 売 期 間 | 令和4年8月5日 より 令和4年8月29日 まで |

- ◎ 5万円単位でお気軽にお求めになれます。
- ◎ 口座管理手数料を無料としております。
- ◎ 日銀新国債振決制度により本券の発行は行われなくなりました。
- ◎ 経過利子について
 - ・ 国債は年2回の利払日に一律6か月分の利子が支払われますが、発行日から初回利払日が6ヶ月に満たない場合は、6ヶ月に満たない日数分の利子相当額について、あらかじめ購入される時にお支払いいただくことにより調整させていただきます。経過利子とは、国債を購入してから最初に受け取る利子額を、実際に国債を保有していた期間に応じた利子額になるよう調整するため、国債を購入した方からお支払いいただくものです。
 - ※2016年1月以降、初回の利子の調整額は、譲渡損失として利子所得等と損益通算をすることができます。したがって、課税対象者も非課税対象者も税相当額控除前の金額をお支払いいただくこととなります。
- ◎ 平成28年1月からマイナンバー制度がはじまり、亀有信用金庫では法令に基づき、お客様からマイナンバーをお届出いただいております。

【お取引にあたってのご留意事項】

* あらかじめ「契約締結前交付書面」を十分にお読みください *

ご注文を頂いても約定できない場合がございますのでご了承ください。
金融商品取引法における以下の重要事項と注意事項をご理解のうえ、お客様ご自身のご判断と責任を持ってお取引していただきますようお願い致します。

* 次ページ以降にも重要な留意事項が記載されていますので、十分にお読みください。

- 国債のお取引は、主に募集・売出し等や当金庫が直接の相手方となる等の方法により行います。
- 国債は、金利水準の変化や日本国の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。

■ 市場リスクについて

- ・ 国債の市場価格は、市場の金利水準の変化に対応して変動しますので、償還前に売却（買取請求）される場合は、その時々々の市場実勢により定めた価格で国債を買い取るため、債券市場の値下がりにより元本を割り込む（売却損が発生する）場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。

■ 譲渡の制限

- ・ 国債は、その償還日又は利子支払日の5営業日前から前営業日までの5日間を受渡日とするお取引はできません。

■ 手数料等諸費用について

- ・ 国債をお買付いただく場合は、購入対価のみをお支払いただきます。

■ クーリングオフの適用がない事

- ・ 債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6（いわゆるクーリング・オフ）の規定の適用はありません。

■ 債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ 2016年1月より税制が改正され、債券の利子及び売買益・償還差益が申告分離課税となります。特定公社債等（※1）の利子等を含む上場株式等（※2）の配当等と、上場株式等の譲渡損益との損益通算が可能となります。

（※1）個人向け国債を含む国債や地方債といった特定公社債や、公募公社債投資信託などのことです。

（※2）上場株式のほか、公募株式投資信託や特定公社債等などを含みます。

- ・ 「障害者等（※）に対する少額貯蓄非課税制度」の対象となる方は、該当する債券の利子については非課税扱いを受けられる場合があります。

- ※ …障害者等
- 身体障害者手帳の交付を受けている方
 - 寡婦・母子年金等を受けている方
 - 遺族厚生年金等の交付を受けている被保険者の妻
 - 障害厚生年金等の交付を受けている方
 - 児童扶養手当を受けている児童の母 など

法人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ 債券の利子、売却したことにより発生する利益、償還により発生する利益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

■ 当金庫の概要

商号等 亀有信用金庫 登録金融機関 関東財務局長（登金）第149号
 本店所在地 〒125-8508 東京都葛飾区亀有3丁目13番1号
 連絡先 資金証券部（03-3603-1864）又はお取引のある支店にご連絡
 ください。